

生駒市地域密着型サービス整備事業者の選定に係る公募要領

1 公募の概要

(1) 公募の趣旨

本市では、第8期介護保険事業計画に基づき、令和4年度中に整備する「認知症対応型共同生活介護」の整備事業者（以下「事業者」という。）の公募を行います。

上記の介護サービスについては、地域密着型サービスに位置付けられ、市が指定することになっていることから、事業者においては、本市が公募を行い選定、指定することとなります。

応募については関係法令等を十分に理解の上、ご応募ください。

(2) サービスの種類

① 認知症対応型共同生活介護

※ 既存の施設との併設の場合、条件があります。

(3) 募集数及び整備する日常生活圏域

① 認知症対応型共同生活介護 1事業者（2ユニット）

※増床不可。市内認知症対応型共同生活介護事業所のサテライトは可。

生駒市内全域を対象とします。ただし今回募集するサービスが整備されていない圏域である場合、選定の際、加点を考慮します。

※別添生駒市日常生活圏域図及び指定介護サービス事業所分布状況参照

(4) 応募の要件

① 法人であること。

② 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項及び第115条の12第2項に定める欠格事項に該当しないこと。

③ 介護保険法その他関係する法令等の基準を満たしていること。

④ 法人税等の滞納がないこと。

⑤ 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない法人で、事業計画が確実なものであること（応募後の定員増、開設予定地の変更は認めません。）

⑥ 事業運営は申請法人が行うこと。

⑦ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員等に該当しないこと。

⑧ 令和5年2月28日までに整備が完了し、かつ令和5年3月1日付で事業の開始

が見込めること。(市街化調整区域に新たに建設される場合、県への申請から建設の許可を得るまで約数ヶ月必要です。)

(5) 質問の受付及び回答

- ① 提出期限：令和3年11月11日(木)午後3時まで(必着)
- ② 提出方法：別添の質問書(質問様式)により、FAX又は電子メールにて提出してください。
FAX番号 0743-72-1320
電子メール kaigopuro@city.ikoma.lg.jp
※FAX又は電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- ③ 回答日：令和3年11月18日(木)午後
- ④ 回答方法：市ホームページ(<http://www.city.ikoma.lg.jp/>)に掲載

2 提出書類

- ① 応募に係る提出書類チェックリスト
- ② 生駒市地域密着型サービス事業者応募申込書(様式1)
- ③ 生駒市地域密着型サービス事業所整備に係る概要書(様式2)
- ④ 事業運営に関する調書(様式3)
- ⑤ 計画概要がわかる図面(平面図・立面図・配置図)(様式自由)
・平面図には部屋の用途と面積を表示してください。
- ⑥ 建設予定地(すべての筆について)の登記事項証明書(全部事項証明書)(写し可)及び売買契約書又は賃貸借契約書
- ⑦ 現況写真(東西南北4方向から撮影してください。なお、前面道路の状況がわかる写真を含めてください。)及び位置図(計画地周辺図)、建設予定地測量図(有れば提出)
- ⑧ 定款(最新のもの)
- ⑨ 法人の登記事項証明書(申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)
- ⑩ 法人の直近3箇年分の法人税確定申告書一式(税務署に報告している別表・決算書・勘定科目明細等すべて)。社会福祉法人の場合は、法人の直近3箇年分の決算報告書。
- ⑪ 国税及び地方税の納税証明書(法人税、法人住民税、固定資産税、消費税及び地方消費税直近3年分)※未納がないことを証するもの
- ⑫ 役員等名簿(様式4)
- ⑬ 役員等経歴書(様式5)
- ⑭ 直近5年間分の実地指導・監査結果通知書等及び法人提出の改善報告書の写し(法人内で介護保険法に基づく全サービス、生駒市以外の指定権者分)

- ⑮ 設置にともなう地元自治会等への説明経緯について（様式 6）
- ⑯ 施設開設・運営趣意書（様式 7）
- ⑰ 法人の事業概要を記載した資料（会社案内、パンフレット等）
- ⑱ 収支計画書（10 年分）（様式 8）
- ⑲ 誓約書（様式 9）

3 応募書類の提出期限、受付

令和 3 年 12 月 3 日（金）午後 3 時まで

提出受付は土曜、日曜、祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで（厳守）。

※ 事前連絡の上、直接持参してください。

- ① 提出部数は、A 4 判でファイリングしたものを 11 部（正本 1 部、副本（コピー可）10 部）。
- ② 提出書類は、左綴じ、書類には番号入り仕切紙（白紙のインデックス）をはさみ、書類番号ごとに分けて綴りご提出ください。
- ③ 提出書類のうち、図面は A 2 版又は A 3 版とし、A 4 サイズに折り込んでファイルしてください。
- ④ 提出書類は、片面印刷としてください（両面印刷はしないでください）。
- ⑤ 賃貸借契約書などの契約書は、本来、契約者同士で原本を保管するものなので、応募にあたっては写しの提出で構いません。また、その場合、代表者名で次のような原本証明をしてください。

（代表者名による原本証明の見本）

この写は原本と相違ありません。
令和〇〇年〇〇月〇〇日
法人名〇 〇 〇 〇
代表者職氏名〇 〇 代表者印

- ⑥ 原本証明に押印する代表者印は、印鑑証明の印影と同じものを使用してください。

（注意点）

- ・ 必要に応じ、追加資料を求める場合があります。
- ・ 応募に係る費用は、すべて事業者の負担とします。
- ・ 提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- ・ 応募を取り下げの場合は、必ず取下書（様式任意）を生駒市に提出してください。
- ・ 提出書類に不備・不足があった場合や、応募にあたり不正行為があった場合は審査の対象外となる場合があります。

・応募書類の提出期限後の修正には応じられませんので、十分に確認の上提出してください。

4 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 提出書類の内容について、書類審査及び市が設置する審査委員会でのプレゼンテーション等を行います。

(ヒアリング及びプレゼンテーション)

① 実施日：令和3年12月16日（木）午後

実施時間、場所等については、別途通知します。

② 出席者：3名以内とします。

③ 説明等

ア プレゼンテーションの時間は、準備及び片付時間も含め、1事業者につき15分以内とします。

イ プレゼンテーション終了後、15分程度ヒアリング時間を設けます。

ウ プレゼンテーションは、提出した書類に基づいて行うものとします。

エ プレゼンテーションにパソコンが必要な場合は、各事業者で用意してください。スクリーン、プロジェクター及び電源については本市で用意します。

※ パソコン接続の不具合に備えて、替わりの資料を備えておくことも可能です。

なお、配布資料はスクリーンに映し出す内容のみとし、それ以外の資料の配布は認められません。

(2) 上記(1)の審査委員会において審査を行い、その内容を踏まえて市長が決定します。

(3) 結果については、応募者全員に通知します。

(4) 審査結果によっては「該当なし」とし、指定予定事業者の決定を行わないことがあります。

また、書類審査及びプレゼンテーション審査における各審査委員の持ち点を合計した平均点の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない場合は、「選外」とします。

(5) 審査・決定結果に対する質問・異議には応じられません。

5 審査基準及び配点（別紙審査基準及び配点参照）

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

(1) 施設運営理念等 20点／100点

(2) 法人の適格性 15点／100点

(3) 施設運営の確実性	10点／100点
(4) 施設・設備等	10点／100点
(5) 事業運営	35点／100点
(6) その他	10点／100点

6 日程（予定）

事前告知	令和3年 9月 2日（木）
第1回審査委員会	令和3年10月14日（木）
周知開始	令和3年11月 4日（木）
質問受付締切	令和3年11月11日（木）午後3時まで
質問回答	令和3年11月18日（木）午後
応募書類提出締切	令和3年12月 3日（金）午後3時まで
第2回審査委員会（プレゼンテーション）	令和3年12月16日（木）
事業者候補の選定	令和3年12月下旬～
選定事業者決定及び結果通知	令和3年12月下旬～
指定に向けて整備	令和4年1月～
介護保険運営協議会に諮問・答申	令和5年2月

※日程につきましては、変更になる場合があります。

7 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) プレゼンテーションに出席しなかったもの
- (3) 虚偽の申請を行い、指定予定事業者の資格を得たもの

8 選定事業者決定後の手続き

選定された事業者は、令和4年度中に事業所の建設等開設準備を行い、事業開始の準備が整った時点で、市長に指定申請書を提出していただきます。申請書の審査及び介護保険運営協議会への諮問の結果、市長が指定基準を満たさないと判断した場合には、指定しないことがあります。

9 応募にあたっての留意事項

(1) 土地・建物について

土地・建物については、事業実施に支障がないか等を事前に関係機関等と調整を図っておいてください。

【土地・建物を購入により取得する場合】

応募の段階では所有権を有していなくても、売買が確実であることが確認できれば可能。その場合は条件付契約書(※)などを添付してください。

【土地・建物を賃借する場合】

応募の段階では賃借が開始されていないけれども、賃借が確実であることが確認できれば可能。その場合は条件付契約書(※)などを添付してください。

※公募で選定されなかった場合は、契約等が無効であることなどを明記したものなど。

(2) 関係法令の遵守について

介護保険法、老人福祉法、建築基準法、都市計画法、消防法及びその他関係法令を遵守していることが前提ですので、法令等の規制がある場合は、関係機関と十分に協議を行ってください。

(3) 地域住民等への説明について

- ・事業運営のために地域住民等との連携が必要ですが、建物を新築・増改築等する場合は工事を行うことについても事前に了承を得られるようにしておいてください。
- ・開設予定地の地域住民等（自治会や町内会、隣接地権者など）については、建物と事業内容等についての説明を行い、その説明経過等を提出してください。

※ 地域住民等への説明は、承諾書を形式的に求めるものではなく、事業所建設や事業が円滑に進められるように、そのことを地域住民等が十分に理解し協力が得られる状態であることが重要です。

今回の応募に際して地域への説明を行う場合は、「生駒市の事業者公募に応募し、選定されることが条件であるため、事業化されない場合がある」旨を資料に記載するなど、誤解のないように十分注意して行ってください。

10 禁止事項と欠格事項等について（重要事項）

- ① 委員会の審査の前に、次の行為を行った場合、審査を行うことなく不適とします。
 - ・委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、または接触した場合
 - ・その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- ② 書類の提出期限後（委員会まで）は、次に該当する場合、審査を行うことなく不適とします。
 - ・提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合

- ・重要な事項（建設場所・施設種別・定員・資金の確保等）の変更があった場合
 - ・その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- ③ 委員会で審査し選定された後に、次に該当する場合、審査結果に関わらず不適とします。
- ・提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
 - ・重要な事項（建設場所・施設種別・定員・資金の確保等）の変更があった場合
 - ・整備計画を市の承認なく変更した場合
 - ・その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

1 1 その他の事項

応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。

応募書類の提出に要する経費については、選定結果に関わらず、本市は一切負担しません。

応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

（選定前までの辞退について）

書類の提出期限後、事業予定者の選定前までに、やむを得ない事由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名・代表者名の署名、代表者印の押印のある辞退届を提出してください（様式任意）。

（選定後の辞退について）

事業予定者として選定された後に辞退することは、本市の行政計画全体に大きな支障を来すこととなります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

事業予定者として選定後に辞退した事業者又は令和5年3月31日までに地域密着型サービスの事業指定を受けることができなかった事業者は、今後の整備計画の推進にあたり、事業者選定の対象から除外するなど不利益を科す場合があります。

事業予定者名は選定後に公表するため、その後辞退する場合は、法人名・代表者名・辞退理由等の公表及び必要に応じて委員会等へ説明を行っていただきます。

市の審査を通過したことをもって建築基準法等関係法令の制限等が緩和されることはありません。

【問い合わせ先及び書類の提出先について】

〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号（生駒市役所1階 12番）

生駒市役所福祉健康部介護保険課

電話（代表）0743-74-1111 Fax 0743-72-1320

・提出書類の様式は、生駒市ホームページからダウンロードしてください。

※ 公募に関する応募状況、審査状況については回答できません。

※ 市が、国又は県から施設整備に係る補助として交付金を受けた場合、事業者に補助を行います。ただし、この補助金は国又は県において交付金申請が採択されることが前提となることから、採択されなければ、事業者への補助金はありませんが、その場合でも事業実施が可能である場合に応募してください。

※ 甚大な自然災害等のやむを得ない事情による場合を除き、コロナ感染症等を理由に年度をまたぐ整備事業の延期は認めません。